

公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

大分県立工科短期大学校長 吉田 和彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大分県立工科短期大学校内システム運用保守業務委託
- (2) 契 約 期 間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する
長期継続契約)
- (3) 対 象 施 設 大分県立工科短期大学校
- (4) 予 定 価 格 月額 6 0 0 , 4 9 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 2 年大分県告示第 326 号）第 1 条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加申請の方法及び期間

大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和8年7月22日（水）9時から同年7月30日（木）17時までに行うこと。

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年8月6日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

6 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 1 使用言語 日本語
- 2 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムの入力期間

入札金額の入力期限 令和8年8月6日（木）12時まで

8 電子入札システムによる開札

(1) 開札予定日時 令和8年8月6日(木) 13時

9 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項に該当する場合は免除

10 契約保証金

免除とする。

11 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続きを改めることとする。

13 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県立工科短期大学校 管理部 学生支援班

TEL: 0979-23-5500 FAX: 0979-23-7001

14 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。
この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。